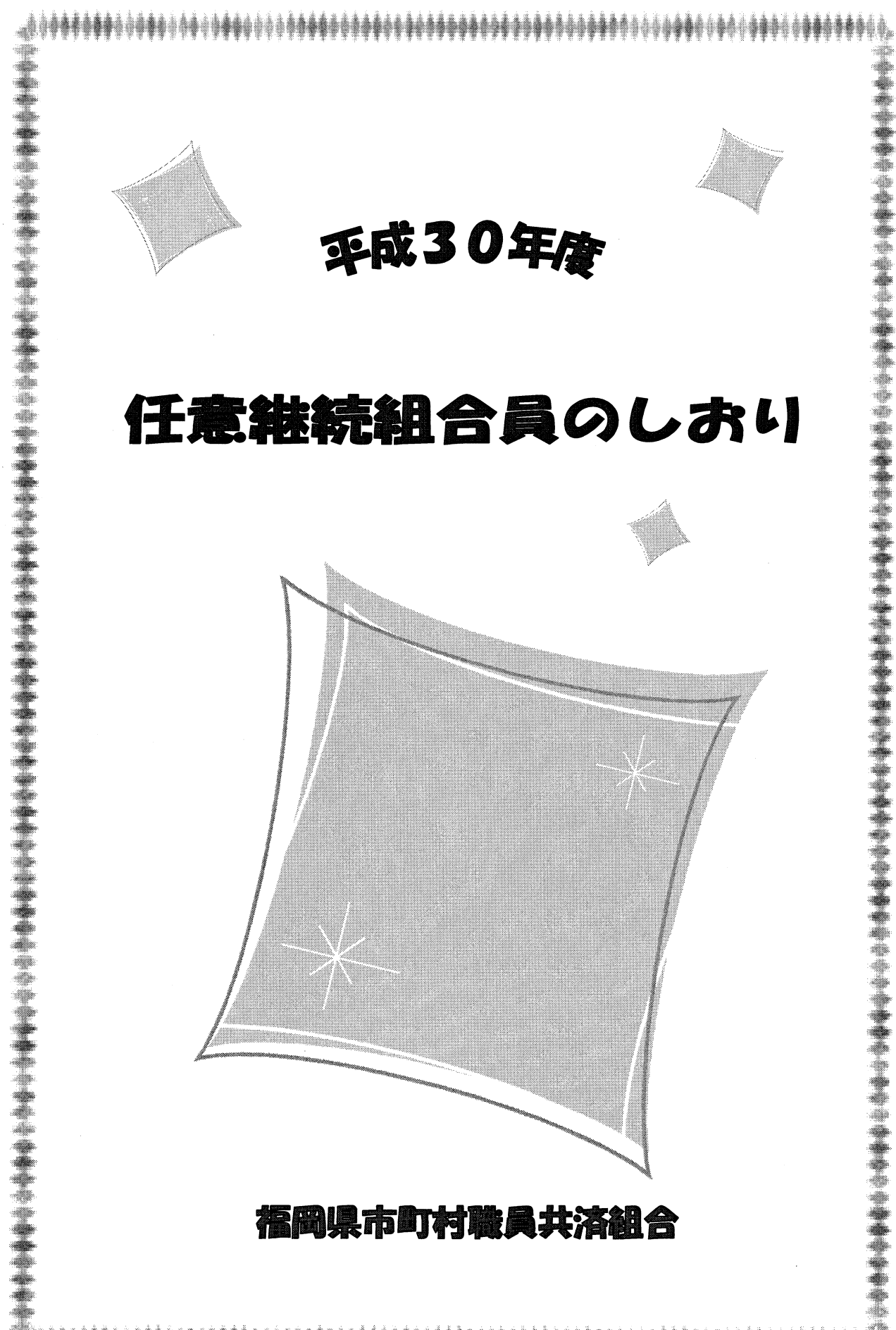
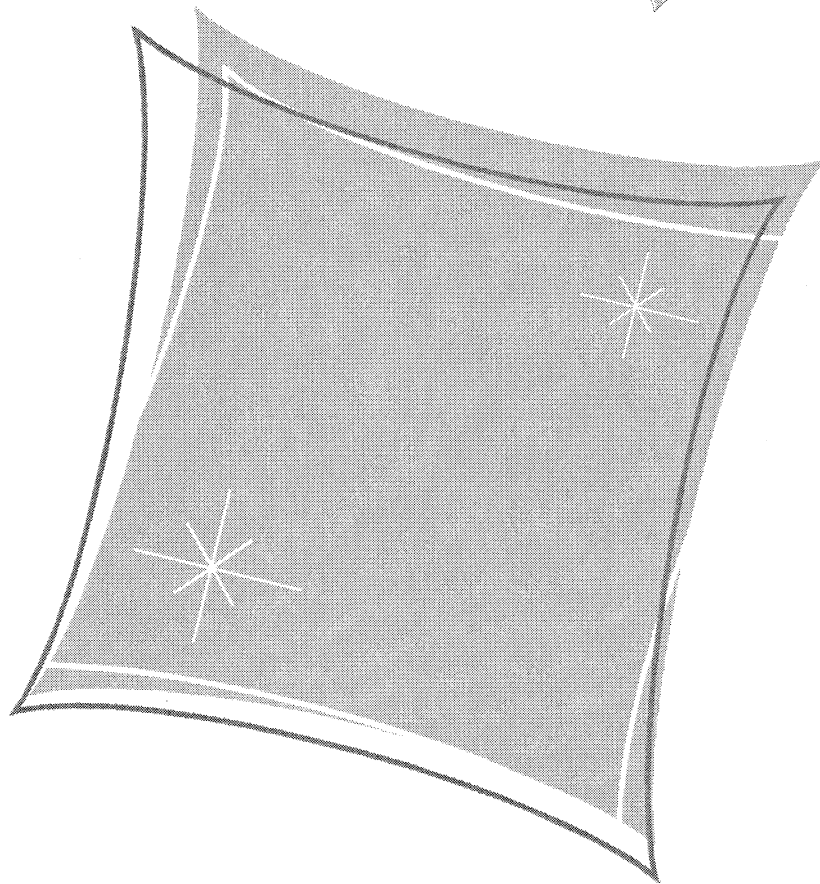


平成30年度

任意継続組合員のしおり



福岡県市町村職員共済組合

このしおりは、任意継続組合員に関する各種手続き等について記載されていますので、内容を確認の上、任意継続組合員の資格を喪失するまで、大切に保管ください。

1. 任意継続組合員とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後引き続き短期給付及び保健事業を受けることを希望するときは、原則として2年間、以下の給付及び事業を受けることができます。また、40歳以上65歳未満の方は、任意継続組合員の資格取得と同時に介護保険被保険者となります。

[短期給付]

- ① 法定給付 …… 療養の給付及び家族療養費等の給付
- ② 附加給付 …… 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の給付
- ※ 育児休業手当金、介護休業手当金及び休業手当金は支給されません。

[保健事業]

- ① 指定宿泊施設、リフレッシュ施設利用助成
- ② はり・きゅう施術料助成
- ③ 脳ドック助成（被扶養者は配偶者のみ）
- ④ 総合健診（被扶養者は配偶者及び40～74歳対象）
- ⑤ 特定健康診査、特定保健指導（40～74歳対象）
- ※ ④と⑤はいずれか一方のみ

《問合せ及び申込み先》 （共済組合健康福祉課 TEL092-651-2461）

- ①～③ : 元所属所の共済組合担当者 又は 共済組合健康福祉課
- ④ : 元所属所の共済組合担当者
- ⑤ : 該当者の方に共済組合から別途案内を送付します。

2. 任意継続組合員証等の受取手順

- ① 「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内に所属所経由で共済組合へ提出。
- ② 所属所経由で任意継続掛金の納付に係る振込書（通知書兼領収書）を送付しますので、納付期限までに振込みをしてください。
- ③ 共済組合で入金を確認後、本人宛に任意継続組合員証等を送付します。
- ※ 掛金の振込みは、共済組合指定の振込書をご使用ください。
- ※ 福岡銀行の窓口からの振込みは、振込手数料が無料となります。

3. 任意継続掛金と介護保険料

<任意継続組合員の標準報酬の月額>

任意継続掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額は、次のいずれか低い額です。

ア 退職時の標準報酬の月額

イ 平成29年9月30日における短期給付の適用を受ける組合員の
平均標準報酬 …… **380,000円**

任意継続掛金率	97.00/1000
介護保険料率	13.70/1000

<納付方法>

任意継続掛金は以下の方法で納付することができます。②、③については前納する期間によって掛金額の割引があります。

納付方法	期 間	納 付 期 限
①毎月払い	毎月	退職の日から20日以内。以後は当該月の前月末日
②半年払い	4月～9月分	退職の日から20日以内
	10月～翌年3月分	9月30日
③年払い	4月～翌年3月分	退職の日から20日以内

※申し出があった月については割引の適用はありません。

[割引率表]

前納月数	割引後納付率
1	0.9967369
2	1.9902215
3	2.9804642
4	3.9674757
5	4.9512666
6	5.9318472

前納月数	割引後納付率
7	6.9092282
8	7.8834200
9	8.8544329
10	9.8222773
11	10.7869636
12	11.7485020

例) 平成30年4月1日資格取得、平均標準報酬 380,000 円

「年払い」を希望した場合

※ 4月振込みのため、翌5月から平成31年3月分までの11か月分が前納となり
割引率が適用されます。なお、任意継続掛金、介護保険料は別々に算定します。

○任意継続掛金

(4月分) $380,000 \text{ 円} \times 97.00 / 1000 = 36,860 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$ (円未満切り捨て)

(5月～翌年3月分)

$36,860 \text{ 円} \times 10.7869636 = 397,607 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$ (円未満四捨五入)

(合計掛金額) $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 434,467 \text{ 円}$

毎月払いと比べて 7,853 円割引になります。

○介護保険料

(4月分) $380,000 \text{ 円} \times 13.7 / 1000 = 5,206 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$ (円未満切り捨て)

(5月～翌年3月分)

$5,206 \text{ 円} \times 10.7869636 = 56,157 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$ (円未満四捨五入)

(合計保険料) $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 61,363 \text{ 円}$

毎月払いと比べて 1,109 円割引になります。

※ **領収書は確定申告時に必要となるため大切に保管してください!**

領 収 書									
依頼日	平成		年		月		日	短期経理	
振込先	福岡銀行 県庁内支店							振込指定	電信扱
振込金額								振込金額	××××××××円
預金種目	普通	口座番号	600012						
内 短期								内 短期	×××××××
受取人	福岡県市町村職員共済組合							内 介護	×××××××
摘要	任意継続掛金 平成							(その他使用欄)	
	前納 平成〇〇年4月								
	～ 平成〇〇年3月								
	納付期限 平成〇〇年4月20日								
依頼人	共済 太郎								
	1-1234								
収入年月日	平成		年		月		日		
上記の金額を振込金として受取りました。 (取扱店) 福岡銀行 (取扱店)→(依頼人)									
※ この領収書は、確定申告の際、必要となりますので、大切に保管して下さい。									

4. 住所の変更及び被扶養者の異動の届出

転居による住所の変更、被扶養者の異動（就職、所得増減、別居等）があったときは、速やかに共済組合へ届出をしてください。

「被扶養者申告書」 … 就職、所得増、別居等被扶養者の取消等

「組合員被扶養者変更届」 … 住所、氏名の変更等

書類は当組合ホームページからダウンロードすることができます。

被扶養者取消の届出が遅れた場合、**取消の事実発生日に遡及して、医療費の返還が生じますので、ご注意ください。**

5. 任意継続組合員証等の有効期限

○「毎月払い」の有効期限は、平成30年9月30日

※10月分以降の納付により平成31年3月31日期限の組合員証を交付

○「半年払い」「年払い」の有効期限は、平成31年3月31日

※ 次年度の更新手続きについては、3月上旬にご案内します。

6. 任意継続組合員の資格の喪失及び還付金

(1) 資格喪失の事由

次のいずれかに該当したときは、資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ 任意継続掛金を納付期限までに払い込まなかったとき。
- ④ 共済組合の組合員又は健康保険・船員保険の被保険者となったとき。
- ⑤ 任意継続組合員の資格の喪失を希望する旨を申し出たとき。
その場合、申し出が受理された月の翌月1日が喪失日となります。
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。

《任意継続をやめて配偶者や子の被扶養者となる場合の注意点》

被扶養者よりも任意継続組合員の資格の方が優先するため、任意継続組合員の資格を喪失することなく、配偶者などの被扶養者になることはできません。

したがって、任意継続をやめて被扶養者となる場合は、⑤の希望喪失の申し出をし、任意継続組合員の資格を喪失した上で、被扶養者の申告手続きを行ってください。

(2) 資格喪失の手続き

②、④、⑤の事由により資格喪失する場合は、「**任意継続組合員喪失申出書兼 掛金還付請求書**」(ホームページからダウンロードできます。)に必要書類と任意継続組合員証を添付の上、共済組合へ提出してください。(被扶養者証又は高齢受給者証をお持ちの方は併せて返納してください。)

①、⑥の事由により資格喪失する場合は、書類の提出は必要ありません。ただし、任意継続組合員証等は必ず返納してください。

なお、2年を経過し期間が満了した方については、資格喪失日以降に「喪失証明書」を送付します。(有効期限が3月31日の方のみ連絡不要)

(3) 還付金

前納期間中に資格を喪失した場合、未経過期間に係る任意継続掛金を還付します。

7. 高齢受給者証

(1) 平成26年4月1日以降に70歳に達する組合員及び被扶養者

70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から2割負担

(2) 平成26年3月31日以前に70歳に達した組合員及び被扶養者

1割負担

(3) 一定以上の所得者

3割負担

該当者に「高齢受給者証」を交付します。

なお、高齢受給者に該当される方には、当組合から通知します。

8. 後期高齢者医療制度

(1) 任意継続組合員が75歳になったとき

75歳の誕生日から任意継続組合員の資格を喪失し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。なお、被扶養者も同時に資格を喪失します。

(2) 任意継続組合員の被扶養者が75歳になったとき

被扶養者の資格を喪失し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

任意継続組合員又は被扶養者が75歳になった場合は、資格喪失の届け出は必要ありませんが、速やかに任意継続組合員証等を返納ください。

9. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する規程等を制定し、その保護に努めていますが、住所変更や被扶養者の異動（配偶者の異動に限る。）の申し出があった日以後、在職時の所属所から情報提供依頼があった場合、利用目的が共済組合が実施する事業を通知するものである場合には、当該変更事項を提供することとします。

当該変更事項の在職時の所属所への提供について、同意しがたい場合には、お手数ですがその旨を共済組合保険課までお申し出ください。なお、申し出がない場合には同意していただいたものとして取り扱います。

10. 被扶養者資格確認調査

毎年10月頃に被扶養者資格確認調査を行います。

調査では被扶養者の状況を確認しますので、必要書類等については大切に保管してください。

（参 考）被扶養者の認定に必要な書類

- ・ 年金受給者……………所得証明書、年金改定通知書(写)
- ・ 給与所得者(パート・アルバイト)……所得証明書、雇用証明書
- ・ 学 生……………在学証明書
- ・ 農業・営業・その他所得……………所得証明書、確定申告書(写)、収支内訳書
- ・ いずれにも該当しない場合(無職等)……所得証明書

※ 別居の場合、上記の必要書類に加えて、住民票謄本、仕送りの事実が確認できるもの（通帳の写しや振込受領書等）が必要です。

※ 上記書類のほか、必要に応じて添付書類の提出を求める場合があります。

11. その他

福岡県市町村職員共済組合ではホームページを開設しています。共済制度のしくみやお知らせを載せていますのでご利用ください。

福岡県市町村職員共済組合

検索

ホームページアドレス [http : //www. fukuoka-kyosai. jp](http://www.fukuoka-kyosai.jp)